

令和 2 年
2 月臨時南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 2 年 2 月 3 日（月） 午前 10 時～

2. 場 所 南九州市役所潁娃支所

3. 出席委員（ 13 人）

会長	1 番	寶代 行廣		
会長職務代理	2 番	今市 範男		
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	6 番	東 鈴子
			7 番	田中 司
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男
			11 番	菊永 多佳子
	13 番	徳永 映子	14 番	松永 正美
			15 番	東垂水 勝秀
	17 番	梶山 俊孝	19 番	大隣 初美

4. 欠席委員（ 7 人） 4 番 下之門 信洋，5 番 宮原 耕一，8 番 君野 潤二
12 番 宮原 俊郎，16 番 永山 明美，18 番 栢木 いさ子
20 番 月野 貴大

5. 議 題

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案第 8 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第 4 議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 5 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局等職員

事務局長 櫛下町 浩二，農政係長 蔵元 善兼，農地係長 塗木 芳浩

同席職員

市役所耕地林務課長 東垂水 忠二，耕地係長 原田 勉

7. 会議の概要

開 会 午前 10 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員，宮原耕一委員，君野委員，宮原俊郎委員，永山委員，柕木委員，月野委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 13 名で，会議の定足数に達しております。これより令和 2 年 2 月臨時南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，10 番 吉崎委員，11 番 菊永委員を指名し，会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 会期決定の件を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 2 月 3 日の 1 日間としたいと思いますが，御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 次に，日程第 3 議案第 8 号 農地法第 5 条による転用許可後の事業計画変更に対する承認についてと，日程第 4 議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたします。関連がありますので

併せて現地調査員から、事業計画変更1件と所有権移転1件の御報告をお願いします。
ます。今市委員お願いします。

今市委員

3ページの事業計画変更の審議番号1番です。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。

申出者は、太陽光発電施設の設置に伴い、平成31年1月に太陽光発電施設を設置するため農地法第5条の転用許可を受けましたが、畑19筆（斜線部分）を追加し事業規模拡大により経営安定を図るため事業計画変更を行うとするものです。

続きまして、8ページの5条申請の審議番号1番です。

譲受人は、事業計画変更と同じく 〇〇〇〇で、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 他11名です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外18筆、畑の30,733㎡で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の隣接には平成31年1月に県許可となった太陽光発電の既存施設（黒枠の部分）があり、既存施設と一体利用しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

立地基準ですが、申請地は土地改良事業（〇〇〇〇事業）で施行された区域にあり第1種農地と判断されますが、農地と隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、農地部分30,733㎡が全体面積93,407.48㎡の3分の1を超えないため、第1種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

なお、第1種農地のため明後日の県常設審議会へ意見聴取となります。

計画面積が全体面積での取り扱いとなるため4haを超えることから、県許可ではありますが国との協議が必要となるところです。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 梶山委員 九電の認定通知書、いつ日付できていますか。
- 農地係長 平成31年3月29日付になっています。
- 田中委員 人家も点在しているようですが、太陽光となればいろんな弊害も出てくると
思いますが、近くの住民の方の意見は聞いたのでしょうか。
- 農地係長 事業計画がなされるときに、地権者あるいは農地所有者の同意が先行されて確
約できたということで事業着手の方向になったと聞いております。
- 松村委員 市の太陽光発電に対するガイドラインができましたよね。特に問題はないので
しょうか。
- 農地係長 市民生活課のガイドライン協議をかわすというのが決まっています。そのガイ
ドライン協議完了見込み以上の場合に限って転用申請を行うということになって
おり、市民生活課から事前協議が完了したという通知書をいただいたのち転用申
請がされたところです。
- 東 委員 ○○○○(事業)で国からいくらのお金を頂いていますか。
- 耕地課長 全体で1億3千9百万円ほどかかっており、そのうちの一部であります。平成
○○年度から平成○○年度まで国・県の補助金をいただいて排水路整備を行って
います。この事業は農地保全するという事業ですが、1～2年までは耕作されて
いましたが、その後、遊休農地となっていました。
そういう経過を踏まえまして、今回、太陽光施設を設置するところです。
この事業用地が転用となれば、補助金返納となります。
国・県と補助金返納協議を進めるなかで、2月末の通常総会で審議をお願いした
いと考えていましたが、予算措置の関係もあり、2月末では手続きが間に合わない
ということで2月の臨時総会でお願いするところです。
- 議 長 補助金返納はだれがしてくれるのですか。
- 耕地課長 事業実施者○○○○が原因になりますので、○○○○から市に納入し、市の方

から国・県の補助金分を支出することになります。

議長 1番の原因は〇〇〇〇事業を入れていたのに、見逃したことなると思います。現場は耕作放棄地になっていました。傾斜もついており畑に復帰できるか疑問でありました。でも、周りもソーラーに囲まれており、もし耕作したとしても真ん中だけポッカリ空いた状態になります。

吉崎委員 以前も特別案件がでましたが、これも特別案件になるのではないですか。違うんですか。

議長 後手後手になっていますよね。

吉崎委員 同じものさしをあてるべきだと思います。もう少し公正にして欲しいと思います。

事務局長 通常、月末の総会にかけますが、個別の案件は断っています。本日の案件は補助金返還の絡みもありまして、臨時総会で審議できないかと、耕地課や県の本課から要請がありました。

説明ありましたとおり、通常総会では間に合わないということで今回の開催になりました。

今回は御了承をお願いいたします。

東垂水委員 〇〇〇〇さんはたびたびあがっていますが、あとの苦情は聞いていませんか。

農地係長 特に苦情は入っていません。

事務局長 この〇〇〇〇に限らず、他のソーラー事業者も下の方に貯水池を造っています。当初のガイドラインの協議のなかで設計を確認し、災害対応等をお願いしています。今後も業者に対しても指導をしていきます。

松村委員 〇〇〇〇が全額負担ということですが、市に対して負担はかからないということですよね。

耕地係長 はい。そのとおりです。

田中委員 太陽光ができていますが、固定資産税、施設税、どれくらい南九州市にはいつてくるのか、年度末でも報告して欲しいと思います。

議 長 それはあともって事務局から報告をお願いしたいと思います。

議 長 他にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第8号 農地法第5条による転用許可後の事業計画変更については承認し、議案第9号 農地法第5条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 御異議なしと認めます。

よって議案第8号に係る案件については、申請どおり承認し、議案第9号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第5 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 「ありません。」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和2年2月臨時南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午前10時28分